

	改正後	現行		差分
	J Aバンク投信ネットサービス利用要領	J Aバンク投信ネットサービス利用要領		
	J Aバンク投信ネットサービスを利用した投資信託受益権および外国投資信託受益証券にかかる業務については、以下の J Aバンク投信ネットサービス利用規定に基づき適切に処理するものとする。	J Aバンク投信ネットサービスを利用した投資信託受益権および外国投資信託受益証券にかかる業務については、以下の J Aバンク投信ネットサービス利用規定に基づき適切に処理するものとする。		
	J Aバンク投信ネットサービス利用規定	J Aバンク投信ネットサービス利用規定		
	第 1 条～第 3 条 （略）	第 1 条～第 3 条 （略）		
	第 4 条（本サービスの利用の申込み）	第 4 条（本サービスの利用の申込み）		
	お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。	お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。		
	① （略）	① （略）		
	② 満 18 歳以上であること。なお、満 75 歳以上のお客様は、第 2 条第 1 号に定める投資信託口座の開設 および同第 2 号に定める非課税口座の開設 はご利用いただけません。	② 満 18 歳以上であること。なお、満 75 歳以上のお客様は、第 2 条第 1 号に定める投資信託口座の開設はご利用いただけません。		追加
	③～⑤ （略）	③～⑤ （略）		
	2 （略）	2 （略）		
	第 5 条～第 29 条 （略）	第 5 条～第 29 条 （略）		

附則
(実施日)
この要領は、令和 8 年 9 月 1 日から実施する。

	改正後	現行	差分
	J Aバンク投信ネットサービス利用規定	J Aバンク投信ネットサービス利用規定	
	第 1 条～第 3 条 （略）	第 1 条～第 3 条 （略）	
	第 4 条（本サービスの利用の申込み）	第 4 条（本サービスの利用の申込み）	
	お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。	お客様は、次のすべてを満たしている場合、当組合が定める方法により本サービスをお申込みいただくことができます。	
	① （略）	① （略）	
	② 満 18 歳以上であること。なお、満 75 歳以上のお客様は、第 2 条第 1 号に定める投資信託口座の開設 <u>および同第 2 号に定める非課税口座の開設</u> はご利用いただけません。	② 満 18 歳以上であること。なお、満 75 歳以上のお客様は、第 2 条第 1 号に定める投資信託口座の開設はご利用いただけません。	追加
	③～⑤ （略）	③～⑤ （略）	
	2 （略）	2 （略）	
	第 5 条～第 29 条 （略）	第 5 条～第 29 条 （略）	

附則
(実施日)
この規定は、令和 8 年 9 月 1 日から実施する。